

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

- 鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（※）（雇用労政課取扱い） 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）（道路維持課取扱い） 2

### 告 示

- 貿易振興関係職員の駐在機関の設置の一部改正（※）（かごしまPR課取扱い） 2
- 駐在機関の設置の一部改正（※）（2件）（かごしまPR課取扱い） 3
- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 4
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 4
- 農業振興地域の区域の変更（農村振興課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更（4件）（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 6
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（2件）（都市計画課取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（2件）（大隅地域振興局取扱い） 7
- （熊毛支庁取扱い） 7

### 人 事 委 員 会 規 則

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 7

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 8

## 規 則

鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第13号

鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島県立職業能力開発校規則（昭和44年鹿児島県規則第103号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別表鹿児島県立宮之城高等技術専門校の項中

普通 課程	中学校卒 業者等	室内造形科 〔木材加工系〕 〔木工科〕	2年	20人
----------	-------------	---------------------------	----	-----

を

短期 課程	離転職者 等	建築科（建築科）	1 年	20人
----------	-----------	----------	-----	-----

普通 課程	中学校卒 業者等	室内造形科 〔木材加工系〕 木 工 科	2 年	20人
----------	-------------	---------------------------	-----	-----

に改め、同表注中 3 を削り、

4 を 3 とし、同表備考を削る。

別記第 3 号様式を削り、別記第 4 号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第14号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鹿屋市の項の次に次のように加える。

阿久根市	阿久根停車場線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
------	---------	-------------------------

第 2 条の表中

和泊町	知名沖永良部空港線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
-----	-----------	-------------------------

を

和泊町	知名沖永良部空港線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
	国頭知名線	
	瀬名和泊線	
	下平川内城線	

に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第393号

昭和60年 7 月 1 日鹿児島県告示第1029号（貿易振興関係職員の駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成30年 3 月 30 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「商工労働水産部香港駐在機関」を「PR・観光戦略部香港駐在機関」に改める。

**鹿児島県告示第394号**

平成9年6月25日鹿児島県告示第945号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成30年3月30日から施行する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「商工労働水産部上海駐在機関」を「PR・観光戦略部上海駐在機関」に改める。

**鹿児島県告示第395号**

平成13年3月30日鹿児島県告示第572号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成30年3月30日から施行する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「商工労働水産部観光交流局観光課奄美市駐在機関」を「PR・観光戦略部観光課奄美市駐在機関」に改める。

**鹿児島県告示第396号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市大里字戸崎落シ平3006番3，3007番1，3007番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第397号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市金山下13616番3，13854番2（次の図に示す部分に限る。），野下13618番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第398号

平成30年3月2日鹿児島県告示第184号（以下「告示第184号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
鬼塚八兵衛	霧島市横川町下ノ字大迫772番1	告示第184号の変更後の
鬼塚直次	霧島市横川町下ノ字奴留木776番7	指定施業要件のとおり

### 鹿児島県告示第399号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年3月30日から同年4月13日まで与論町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡与論町大字那間2415番地 町英八郎  
大島郡与論町大字茶花1644番地 原田隆茂  
大島郡与論町大字麦屋1092番地 福永謙一
- 2 加入区  
与論加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
与論町漁業協同組合

### 鹿児島県告示第400号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、瀬戸内農業振興地域の区域（平成14年6月11日鹿児島県告示第769号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

瀬戸内農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び大島支庁農林水産部農政普及課並びに瀬戸内町農林課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農業用排水施設整備）石嶺地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧場所  
指宿市役所耕地林務課

#### 鹿児島県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）池頭地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧場所  
薩摩川内市役所耕地課

#### 鹿児島県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（特殊農地保全）（農業用排水施設整備及び区画整理）梶ヶ野東迫地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市大隅支所産業振興課

#### 鹿児島県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第三曾於南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称

- 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月2日から同月27日まで
  - 3 縦覧場所  
志布志市役所農政畜産課  
大崎町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備及び農道整備）住用地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧場所  
奄美市名瀬総合支所土地対策課  
奄美市住用総合支所産業建設課

#### 鹿児島県告示第406号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から平成29年8月18日鹿児島県告示第883号で告示した公共測量の実施は，平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
喜界町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 喜界都市計画下水道事業
  - (2) 名称 喜界町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成12年3月10日から平成36年3月31日まで（変更前平成30年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### 鹿児島県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画

の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 施行者の名称

徳之島町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 徳之島都市計画下水道事業

(2) 名称 徳之島町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年12月28日から平成35年3月31日まで（変更前平成30年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成18年1月13日鹿児島県告示第100号、平成19年11月9日鹿児島県告示第1687号及び平成25年12月27日鹿児島県告示第1266号の事業地のうち大字亀津字面名蔵、字保証跨、字大名当、字蔵越、字新里、字南晴、字築地、字間、字混岸、字中当原、字下当原、字上霜原、字下霜原及び字白久地内において事業地を変更し、同事業地に大字亀津字案川、字能周、字峯窪、字新町、字実熊、字預り、字金毘羅山、字丹向、字羽野俣、字羽鹿及び字永久を加える。

### 大隅地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年3月30日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神3935番3	特定非営利活動 法人愛訪会	志布志市有明町 蓬原321番地7	諏訪 直文	平成30年 3月31日	児童発達 支援

### 熊毛支庁告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年3月30日

熊毛支庁長 大田浩一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ガリレオ	西之表市住吉 2601番地8	特定非営利活動 法人こすも	西之表市安城 3680番地350	松岡 勝廣	平成30年 3月31日	児童発達 支援

## 人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第3号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）第5条第8項（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第8項においてその例によるものとされている場合を含む。）又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）第4条第4項の規定により標準号給数（県職員給与条例第5条第9項に規定する知事が人事委員会と協議して定める基準（学校職員給与条例第4条第8項においてその例によるものとされている場合を含む。）又は警察職員給与条例第4条第5項に規定する警察本部長が人事委員会と協議して定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる昇給の号給数をいう。）を昇給するものとし、鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）第14条第1項第3号（学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員給与条例第10条第1項においてその例によるものとされている場合を含む。）に掲げる職員であるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成30年3月30日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 貴重品運搬警備業務2級

### 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

#### (1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

平成30年7月7日（土）午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

平成30年6月30日（土）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

#### (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

#### (3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

### 3 検定の受検資格

#### (1) 貴重品運搬警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規



則」という。) 第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 貴重品運搬警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成30年5月7日（月）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）  
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）  
2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）  
1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）  
1通

(オ) 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3

- の(1)に該当する場合に限る。) 1通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(2)に該当する場合に限る。) 1通
- イ 貴重品運搬警備業務2級
- (ク) 検定申請書 1通
- (キ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (ク) 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
- (ケ) 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
- 受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
- 受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料
- 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)
- なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
- 電話番号 099-206-0110(内線3032・3033)